

作成年月日	平成26年1月20日
作成部局課室名	教育委員会事務局教育企画課

第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」の策定

1 第2期「ひょうご教育創造プラン」の概要

(1) 策定の趣旨

第1期プランの成果と課題を踏まえ、教育基本法の理念の実現を図り、兵庫の教育を一層充実させるため、本県の教育がめざすべき方向性と今後講ずべき施策等を示す第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」を策定する。

(2) 計画の性格

教育基本法第17条第2項の規定に基づく、本県の教育施策に関する基本的な計画

(3) 計画の期間

平成26年度から平成30年度までの5年間

2 策定の経緯

(1) 検討委員会における検討

平成25年4月に兵庫県教育振興基本計画検討委員会(委員長 梶田叡一 前兵庫教育大学学長。教育関係者、経済労働界、県議会等合計25名)を設置し、4回にわたり開催。

(2) パブリック・コメント(11月13日～12月3日)の結果

意見等の提出件数：249件(130人)

内訳	プランに反映	31件
	プランに盛り込み済	87件
	今後の取組の参考	87件
	その他(賛同等)	44件

3 策定スケジュール

平成25年	5月	第1回検討委員会(兵庫の教育の現状と課題(第1期プランの検証))
	9月	第2回検討委員会(骨子案) 教育委員会審議
	10月	第3回検討委員会(素案) 教育委員会審議
	11月13日～12月3日	パブリック・コメントの実施
平成26年	12月	第4回検討委員会(最終案)
	1月	教育委員会、政策会議
	2月	定例県議会上程
	3月	基本計画策定(県議会議決) 実施計画(数値目標、26年度事業等)策定

教育基本法第17条(教育振興基本計画)

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

問い合わせ先

教育委員会事務局教育企画課企画調整係

078-362-4478

第2期「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」(案)概要

計画の性格 教育基本法に基づく計画（基本計画条例に基づき H26. 2 県議会上程）

計画の期間 平成 26 年度～平成 30 年度の 5 年間

第1部 教育をめぐる現状と課題

1 社会情勢の変化

子どもたちが夢や目標を持ち、自分の生き方を多様な可能性の中から主体的に選択し、その実現に向けて努力する意欲・態度を育成するなど、キャリア形成への支援が必要
グローバル化の急速な進展に対応するため、チャレンジ精神や創造性、コミュニケーション能力等を培う教育が必要

人口減少社会が到来し、地域社会のつながりや支え合いが希薄化する中、ふるさと兵庫の発展を支える「ふるさと意識」の醸成が必要

家庭の教育力の低下に対応するため、生活・学習習慣の確立に向けた家庭の役割を明確化し、子育て施策と一体となった家庭教育への支援が必要

2 本県教育の成果と課題（第1期プランの検証）

第2部 兵庫の教育のめざす姿

1 基本理念

兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり ～学び、育て、支えるひょうごの教育～

2 「めざすべき人間像」と「培うべき力」

〔めざすべき人間像〕

知・徳・体の調和がとれ、自立して生涯にわたって自らの夢や志の実現に努力する人
ふるさとを愛し、互いに支え合い協力しながら、明日の兵庫を切り拓き、日本の未来を担う人
我が国の伝統と文化を基盤として、創造性やチャレンジ精神をもって国際社会に貢献できる人

〔培うべき力〕

心身ともに健康で、幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うこと

幅広い知識と教養、柔軟な思考力に基づく判断力や創造力、コミュニケーション能力を培い、勤労を重んずる態度を養い、生涯にわたって個性や資質能力を磨き、志をもって自らの未来を切り拓く力を培うこと

一人一人が社会を構成する一員としての責任を自覚し、公共の精神や人権尊重の精神に基づき、よりよい社会づくりに向けて主体的に行動する力を培うこと

生命を尊び、自然を大切にし、思いやりや寛容の心をもって多様な人々と共生する態度を養うなど、震災の教訓を踏まえ、地域の人々と手を携えながらふるさと兵庫の発展に貢献する力を培うこと

伝統と文化を尊重し、我が国やふるさと兵庫を愛する態度を養うとともに、異なる文化や価値観を理解し、国際社会の平和や発展に貢献する力を培うこと

3 各主体の責任と役割

(1) 教育行政は、兵庫の子どもたちの現状と課題を把握し、「学び、育て、支えるひょうごの教育」を実現するため、適切かつ実効性のある施策を遂行する。学校や教職員等に必要な指導・助言を行い、教職員が教育活動に専念できるよう支援する。

なお、教育委員会制度については、今後、法改正等の動向を踏まえ適切に対応する。

(2) 学校は、子どもたちの人格の完成をめざし、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む教育を行う。教員は、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努める。

社会教育施設は、県民の学習の機会及び情報の提供など社会教育の振興に努める。

(3) 家庭（保護者）は、子どもたちの教育に第一義的責任を有し、基本的な生活習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図る。

(4) 地域（地域住民）は、学校や家庭との連携・協力を進め、地域の将来の担い手である子どもたちの教育に積極的にかかわる。

4 基本方針

1 自立して未来に挑戦する態度の育成

自らの生き方を考える中で学びの意義を認識し、生涯学び続ける姿勢を身に付けることが重要。その上で学びの原動力や推進力となる夢や目標を持つこと、それを実現しようとする意欲・態度、様々な困難に直面しても状況を主体的かつ的確に判断し行動する力を身に付けることが不可欠。

社会的自立に向けたキャリア形成の支援
兵庫型「体験教育」の推進
グローバル化に対応した教育の推進

2 「生きる力」を育む教育の推進

子どもたちの個性や能力、可能性を最大限に伸ばすよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「生きる力」をバランスよく育成するとともに、幼児教育から高等教育までの発達の段階に応じた学びを充実することが必要。

「確かな学力」の育成
「豊かな心」の育成
「健やかな体」の育成
幼児期の教育の充実
特別支援教育の充実
私学教育の振興
高等教育の推進

3 子どもたちの学びを支える仕組みの確立

学校、家庭、地域は、それぞれが子どもたちの成長にかかわる当事者として、互いに連携・協力して教育に取り組むことが必要。また、教育行政は、その効果的かつ円滑な実施が図られるよう総合的な施策を推進することが必要。

学校の組織力及び教職員の資質能力の向上
安全・安心な学習環境の整備
家庭の教育力の向上
地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進

4 すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

県民一人一人がその生涯を通じて、生きがいを持って、社会教育・生涯学習の場で様々な学びの機会を得ることや、社会の一員として必要な学びに取り組み、自らが生きる地域の課題を協働して解決していくことが必要。

生涯を通じた学びの機会・場の充実
文化財の保存・活用
「スポーツ立県ひょうご」の実現